

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により、特定事業の実施に関する方針を定めましたので、同条第 3 項の規定により、別冊のとおり公表します。

令和 6 年 4 月 12 日

四国地方整備局長 佐々木 淑充

国道５６号 大原町・朝倉南地区電線共同溝ＰＦＩ事業の
実施に関する方針

令和６年４月

国土交通省 四国地方整備局

目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項.....	1
1	特定事業の事業内容に関する事項.....	1
2	特定事業の選定方法に関する事項.....	5
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
1	民間事業者の募集及び選定.....	6
2	民間事業者の選定方法.....	6
3	第二次審査の方法.....	7
4	提出書類の概要.....	8
5	応募者の参加資格要件.....	9
第 3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	21
1	事業者の責任の明確化に関する事項.....	21
2	事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	21
第 4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	23
1	事業対象区域に関する事項.....	23
2	本施設の計画に関する事項.....	23
第 5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	24
1	疑義が生じた場合の措置.....	24
2	管轄裁判所の指定.....	24
第 6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	25
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	25
2	事業の継続が困難となった場合の措置.....	25
3	融資機関又は融資団と四国地方整備局との協議.....	26
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	27
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	27
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	27
3	その他の措置及び支援に関する事項.....	27
第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	28
1	使用言語.....	28
2	書類作成に係る費用.....	28
3	実施方針の公表に関する事項.....	28
4	今後のスケジュール.....	29
5	その他.....	30
別紙 1	事業対象位置図.....	31
別紙 2	事業対象区域図.....	32
別紙 3	ア 調査・設計業務・イ 工事業務・ウ 工事監理業務・エ 本施設の所有権移転	

業務の対象範囲	33
別紙4 オ 維持管理業務の対象範囲.....	34
別紙5 リスク分担表.....	35
Summary	40

様式1 実施方針等に関する質問書

様式2 実施方針等に関する意見書

国土交通省四国地方整備局（以下「四国地方整備局」という。）は、高知県高知市大原町朝倉南地区において電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年 3 月 23 日法律第 39 号）第 2 条第 3 項に定める電線共同溝（以下「電線共同溝」という。）の整備・維持管理事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この「国道 5 6 号 大原町・朝倉南地区電線共同溝 P F I 事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（令和 5 年 6 月 2 日改正）等に基づき、本事業について、必要となる事項を定めたものである。

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

（1）事業名称

国道 5 6 号 大原町・朝倉南地区電線共同溝 P F I 事業

（以下「本事業」という。）

（2）事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 事業の対象となる公共施設等の名称

一般国道 56 号

② 種類

- ・ 電線共同溝（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 2 項の 9 に定める電線共同溝（道路の附属物））
- ・ 道路（車道、歩道等）
- ・ 道路附属物（道路照明、道路標識等）

（3）公共施設等の管理者等

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 四国地方整備局長 佐々木淑充）

なお、本事業に係る基本協定及び事業契約については、四国地方整備局が締結することを予定している。

(4) 事業目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

(5) 特定事業の概要

① 事業概要

本事業は、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の調査・設計及び工事、並びに電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）（以下「維持管理対象施設」という。）の維持管理をPFI法に基づき包括的に実施するものである。

なお、本事業は既存の占有者が所有する管路・マンホール等の既存施設（以下「既存ストック」という。）を活用して実施する計画であるが、民間事業者の選定段階では既存ストックを活用することが確定しないため、入札・提案にあたっては、既存ストックを活用しない条件で提案を行うこと。

② 特定事業の業務内容

特定事業として民間事業者が実施する業務は、以下のとおりであり、詳細は本実施方針と同時に公表する要求水準書（案）による。

ア 調査・設計業務

- a 事前調査業務（机上調査、試掘調査、現地踏査含む）
- b 詳細設計業務
- c 調整マネジメント業務（設計段階）

イ 工事業務

- a 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
- b 電線共同溝工事業務
- c 調整マネジメント業務（工事段階）

ウ 工事監理業務

- a 工事監理業務

エ 本施設の所有権移転業務

- a 所有権移転業務

オ 維持管理業務

- a 点検業務
- b 補修業務
- c 台帳作成・管理業務
- d 調整マネジメント業務（維持管理段階）

③ 特定事業の対象範囲

特定事業の対象となる範囲は、別紙2「事業対象区域図」、別紙3「ア 調査・設計業務・イ 工事業務・ウ 工事監理業務・エ 本施設の所有権移転業務の対象範囲」、別紙4「オ 維持管理業務の対象範囲」及び次表のとおりである。

対象 区分	上り線（高知市街地方面）					下り線（四万十市方面）			
	電線 共同溝 (管路部・ 特殊部)	歩道	道路 附属物 (道路照明・ 道路標識)	車道	電線 共同溝 (横断部)	車道	道路 附属物 (道路照明・ 道路標識)	歩道	電線 共同溝 (管路部・ 特殊部)
調査・設計 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事監理 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所有権 移転業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
維持管理 業務	○	—	—	—	○	—	—	—	○

○：特定事業が対象とする項目

なお、電線共同溝（管路部）の引込管、連系管及び連系設備を含み、引込設備は含まない。

（６） 事業方式及び権利関係

本事業は、以下に示す事業方式（ＢＴＯ（Build—Transfer—Operate）方式）で実施する。

特定事業を実施する民間事業者は、事業対象区域において、本施設の調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務（以上をまとめて「整備業務」という。）を行い、整備業務完了後に本施設の所有権を国に移転する。その後、民間事業者は、事業期間が満了するまで、維持管理対象施設の維持管理業務を実施する。

なお、落札者決定後に既存ストックを活用することとなった場合、国は、当該既存ストックの所有権について、工事業務の着手までに占有者から所有権を取得する予定である。また、既存ストックを活用することとなった場合、民間事業者は、当該既存ストックを活用するように設計変更を行うものとし、国は、当該設計変更に伴う契約変更を行うものとする。なお、期限までに既存ストックの所有権を国が取得できなかった場合、民間事業者は、本入札時の提案に基づき事業を実施するものとする。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、四国地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和36年3月末までの期間（約29年間）とする。

(8) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

事業契約の締結	令和6年11月頃
本施設の完成・引渡し	令和14年3月頃
事業完了	令和36年3月末

(9) 民間事業者への支払

特定事業を実施する民間事業者への支払は以下のとおりである。

① 整備業務に係る対価

四国地方整備局は、本施設の整備業務に係る対価について、国への所有権移転後、令和14年度から令和35年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。なお、事業者の入札時の提案又は事業契約締結後の申し出により本施設の完成・引渡しが上記スケジュールより早まった場合は、本対価の支払期間について協議に応じるものとする。

② 維持管理業務に係る対価

四国地方整備局は、維持管理対象施設の維持管理業務に係る対価について、事業契約書に従い、国への所有権移転後、令和14年度から令和35年度までの間、事業契約書に定める額を支払う。なお、事業者の入札時の提案又は事業契約締結後の申し出により本施設の完成・引渡しが上記スケジュールより早まった場合は、本対価の改定について事業者と協議するが、本対価の支払期間は変更しない。

なお、電線共同溝の入線等に関わる利用者の道路占用料については、四国地方整備局が収受し民間事業者の収入とはしない。

(10) 本事業の実施に関する協定等

四国地方整備局は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、次の①及び②に掲げる協定等を締結する。

① 基本協定

四国地方整備局は、選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、基本協定書（案）は、入札公告時に示す予定である。

② 事業契約

四国地方整備局は、基本協定の定めるところにより、選定事業者が設立した特別

目的会社（以下「SPC」という。）又は選定事業者（一定の要件を満たす場合）との間で事業契約を締結する予定である。SPC又は選定事業者（以下「事業者」という。）は、当該事業契約に基づいて本事業を実施する。

なお、事業契約書（案）は、入札公告時に示す予定である。

（１１） 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令等（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）を遵守すること。

（１２） 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、維持管理対象施設を要求水準として求める良好な状態に保持していなければならない。なお、事業者は、事業契約期間終了日の約２年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を四国地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な事業引継ぎ協議を行うこと。

２ 特定事業の選定方法に関する事項

（１） 選定基準

四国地方整備局は、自らが本事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「PSC」(Public Sector Comparator)という。）と、本実施方針に示した内容に基づいて本事業の実施を事業者に委ねた場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「PFI事業のLCC (Life Cycle Cost)」という。）を比較し、PFI事業のLCCがPSCを下回ると認めた場合に、PFI法第７条に基づき本事業を特定事業として選定する。

（２） 評価方法

四国地方整備局は、PFI法、基本方針及び「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」（令和５年６月２日改正）に基づき評価することとし、四国地方整備局自らが本事業を実施した場合と、事業者にこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として公的財政負担の縮減が期待できる場合にVFMがあるものと評価する。

（３） 選定結果の公表

四国地方整備局は、本事業をPFI法第７条に基づき特定事業として選定した場合は、その判断の結果を、評価の内容と併せて、四国地方整備局のホームページにおいて速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定

四国地方整備局は、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を募集し、公平性及び透明性の確保を図りつつ、総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）により選定することを予定している。

本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された協定の対象であり、入札手続は「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）が適用される。

なお、民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても公的財政負担の縮減等の達成が見込めないなどの理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断した場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

2 民間事業者の選定方法

四国地方整備局は、以下に示す手順により民間事業者を選定することを予定している。
なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

（1） 入札公告

四国地方整備局は、民間事業者の選定等を行うに当たり、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、入札公告後直ちに入札説明書等を掲示、四国地方整備局のホームページ等で公表する。

（2） 質問受付

四国地方整備局は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

（3） 質問回答

四国地方整備局は、質問及び質問に対する回答を四国地方整備局のホームページで公表する。なお、第一次審査資料の作成に必要と判断される質問に対する回答は、第一次審査資料の作成期間を考慮して公表することとし、詳細は入札公告時に示す。

（4） 第一次審査資料の受付

入札に参加しようとする民間事業者は、入札説明書の定めるところにより、第一次審査資料を提出すること。

(5) 第一次審査結果の通知

四国地方整備局は、第一次審査資料を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）を対象に競争参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。競争参加資格があると認められた応募者は、第二次審査資料を提出することができる。

(6) 第二次審査資料の提出

入札書及び第二次審査資料の受付競争参加資格があると認められた応募者は、入札説明書の定めるところにより、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出することができる。

(7) ヒアリング

四国地方整備局は、入札書及び第二次審査資料を提出した応募者（以下「入札参加者」という。）を対象に、必要に応じて第二次審査資料の事業計画の提案内容についてヒアリングを行う。

(8) 民間事業者の選定

四国地方整備局は、入札参加者を対象に、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価し、本事業の実施を委ねる民間事業者を選定する。

(9) 第二次審査結果の公表

四国地方整備局は、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価した結果を、各入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び四国地方整備局のホームページで公表する。

3 第二次審査の方法

(1) 有識者等委員会の設置

四国地方整備局は、民間事業者の選定にあたり、PFI法第11条に定める客観的な評価を行うため、次のとおり学識経験者等の外部委員により構成される「国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）を設置し、入札参加者が提案した事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、国はその経過及び結果を公表する。

【有識者等委員会 委員名簿】

（五十音順、敬称略）

雨宮 祐樹	高知大学 教育研究部 人文社会科学系人文社会科学部門 准教授
坂本 淳	高知大学 教育研究部 自然科学系理工学部門 講師
田村 祐一	弁護士
那須 清吾	高知工科大学 経済・マネジメント学群 教授

(2) 審査の内容

入札参加者から提案された事業計画については、①から⑤に掲げる事項等について総合的に審査を行う予定である。

- ① 事業の実施方針及び実施体制
- ② 資金調達及び収支計画
- ③ 施設整備計画
- ④ 維持管理計画
- ⑤ 賃上げの実施

なお、具体的な民間事業者の選定基準については、入札公告時に示す。

(3) 民間事業者の選定

四国地方整備局は、有識者等委員会から報告される調査審議の経過及び結果を踏まえ、入札参加者から提案された事業計画及び入札価格を総合的に評価して民間事業者を選定する。

4 提出書類の概要

(1) 提出書類の内容

第一次審査資料として、競争参加資格の確認資料等の提出を求めることを予定している。

第二次審査資料として、入札書及び①から⑤に掲げる事項を主な内容として含む第二次審査資料の提出を求めることを予定している。

- ① 事業の実施方針及び実施体制に関する提案
- ② 資金調達及び収支計画に関する提案
- ③ 施設整備計画に関する提案
- ④ 維持管理計画に関する提案
- ⑤ 賃上げの実施に関する表明

なお、詳細については、入札公告時に示す。

(2) 提出書類の取扱い

① 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他国が本事業に関して必要と認めるときは、四国地方整備局は、当該提出書類の全部または一部を無償で使用するものとする。

また、選定に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の審査結果の公表以外には使用しない。また、選定に至らなかった応募者の提出書類については返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った応募者が負う。

③ 資料の公開

四国地方整備局は、民間事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については四国地方整備局と各応募者との間で協議する。

5 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

① 応募者は、第1. 1 (5) ②に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

② 応募グループの場合は、当該グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。また、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業という。

③ 応募企業又は応募グループの全ての構成員は、次のアからウまでの要件を全て満たすこと。

ア 直近3期が債務超過でないこと。

イ 経常収支が3期連続で赤字でないこと。

ウ 3期以上の決算を迎えていること。

④ 応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのSPCを会社法（平成17年法律第86条）に基づく株式会社として設立することができるものとする。

1) SPCの設立において、代表企業及び構成企業はSPCに出資すること。

また、SPCへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 代表企業及び構成企業の保有するSPCの株主総会における議決権の合計が、全議決権の2分の1を超えること。

イ 代表企業の議決権保有割合が、株主中唯一最大となること。

ウ SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、四国地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

2) SPCを設立する場合は、応募企業又は構成員以外の者で、当該SPCより業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、

第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。なお、協力企業とは、S P Cの設立において、S P Cに出資しない企業のことである。

- 3) S P Cを設立する場合は、応募企業又は応募グループの全ての構成員は、上記③のアからウまでの要件を満たさなくてもよい。
- ⑤ S P Cを設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、グループ内の構成員間で共同企業体協定書を締結するものとする。
- ⑥ 応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、第1. 1 (5) ②に掲げる業務のうち、アに掲げる調査・設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）、イに掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）、ウに掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）、エに掲げる本施設の所有権移転業務を実施する者（以下「所有権移転企業」という。）、オに掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）のいずれに該当するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が第1. 1 (5) ②ウに掲げる工事監理業務と第1. 1 (5) ②イに掲げる工事業務のうちa 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務及びb 電線共同溝工事業務を実施することはできない。また、応募企業の場合、第1. 1 (5) ②ウに掲げる工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。また、第1. 1 (5) ②に掲げる業務以外の業務を実施する企業（以下「その他企業」という。）は、実施する業務を明らかにすること。
- ⑦ 代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、四国地方整備局と協議するものとし、四国地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。また、落札者決定後に、既存ストックを活用する工事を行うこととなった場合は、四国地方整備局と協議し、四国地方整備局の承諾を得た上で、第2. 5 (4) ④の要件を満たし、かつ既存ストック所有者が指定する企業を協力企業ないしは下請負人として追加することができる。
- ⑧ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
- ⑨ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募企業又は応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
- ⑩ 上記⑥及び⑨において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」とは、次のアからウまでに該当する者をいう。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- a 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(bにおいて同じ。))と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(bにおいて同じ。))の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(イ) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ロ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ハ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(ニ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

二) 組合の理事

ホ) その他業務を執行する者であって、イ) から二) までに掲げる者に準ずる者

- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 応募者共通の参加資格要件

応募企業及び応募グループの構成員並びに協力企業は、次の①から⑨までの要件を満たさなければならない。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② P F I 法第 9 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、四国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていれば、本要件を満たしている者とする。）
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号、令和 2 年 12 月 25 日付け国会公契第 22 号にて改正）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。
- ⑦ 有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。
- ⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」とは、第 2. 5 (1) ⑩に同じ。
- ⑨ 第 2. 5 (3) ③イ及び第 2. 5 (4) ③イにおいて、業務実績として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する育児休業及び同条第 2 号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工実績として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児・介護等による休業を取得したこ

と及び取得期間を証明する書面を提出すること。

(3) 設計企業の参加資格要件

設計企業は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、設計企業のうち調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務※の実績を有する者若しくは第2.5（4）に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。

※ 事業監理業務とは、国、特殊法人等^{注1}、地方公共団体^{注2}、地方公社^{注3}、公益法人^{注4}又は大規模な土木工事を行う公益民間企業^{注5}が発注した業務で、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び建設行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務をいう。

（注1） 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に示すものに加え、国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

（注2） 地方公共団体とは地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

（注3） 地方公社とは、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法（昭和45年法律第124号）に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

（注4） 公益法人とは、次のものをいう。

一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

（注5） 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

① 四国地方整備局における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

② 次のいずれかの実績（設計企業が設計共同企業体の場合は、代表者について1件以

上)を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成 26 年 4 月 1 日以降入札公告日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）又は電線共同溝 P F I 事業で構成員又は協力企業として平成 26 年 4 月 1 日以降入札公告日までに施設を引渡済みの事業での設計業務とする。

- ・電線共同溝の実施（詳細）設計業務
- ・電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

③ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア 管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。

- a 技術士（総合技術監理部門：建設一道路、建設部門：道路）
- b 国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路、業務：計画・調査・設計）
- c 土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、1 級土木）（設計）

イ 次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成 26 年度以降入札公告日までに完了し、引渡済みの業務又は電線共同溝 P F I 事業で構成員又は協力企業として平成 26 年 4 月 1 日以降入札公告日までに施設を引渡済みの事業での設計業務のうち、以下に記載する「同種業務」（元請けとして実施した業務。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）において 1 件以上（設計共同企業体の場合は、代表者について 1 件以上。）の実績を有する者とする。

- ・電線共同溝の実施（詳細）設計業務
- ・電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

ウ 管理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

④ 上記②、③のイの実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも開発建設部関係事務所を含み、港湾空港関係を除く。）が発注した業務に係る実績である場合にあっては、業務評定点が 70 点未満のものは、実績として認めない。

（４） 工事企業の参加資格要件

工事企業は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。ただし、工事企業のうち調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は第 2. 5（3）に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たすか、事業監理業務の実績を有すれば良いものとする。

- ① 四国地方整備局における令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」の「A 等級」または「B 等級」の認定されている者であること。
（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地

方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

- ② 平成 21 年 4 月 1 日以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了し又は電線共同溝 P F I 事業で構成員又は協力企業として平成 21 年 4 月 1 日以降入札公告日までに施設を引渡済みの事業での工事企業として、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む。経常建設共同企業体にあつては、構成員の 1 社が平成 21 年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。また、乙型 J V（異工種 J V）の同種工事の施工実績については、構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

- ・ 供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝または情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が 65 点未満のものではないこと。

- ③ 次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置できること。なお、専任の要否は関係法令による。

ア 主任技術者は、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- ・ 1 級建設機械施工管理技士の資格を有する者
- ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ・ 本件工事業務の工事種別に対応した国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習修了証を有する者

監理技術者にあつては、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- ・ 1 級建設機械施工管理技士の資格を有する者
- ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ 平成 21 年 4 月 1 日以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事又は電線共同溝 P F I 事業で構成員又は協力企業として平成 21 年 4 月 1 日以降入札公告日までに施設を引渡済みの事業で、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社の配置予定技術者が平成 21 年度以降に元請けとして同種工事の実績を有していること。

- ・ 供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝または情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が 65 点未満のものではないこと。

ウ 配置予定技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

なお、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があつた場合には、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなすこととし、また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなすこととする。

また、次に掲げる通達に該当する配置予定技術者にあつては、当該通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合、又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。

- ・「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付け国総建第 155 号）
- ・「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成 28 年 3 月 24 日付け国土建第 483 号）
- ・「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付け国土建第 119 号）
- ・「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成 28 年 12 月 19 日付け国土建第 357 号）

エ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

オ 配置予定技術者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号及び第

15 条第 2 号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。

カ 上記アからエまでについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加できないことがある。

- ④ 落札者決定後に既存ストックを活用する工事を行うこととなった場合に追加できる者は、以下のアからウまでの条件を満足していること。

ア 四国地方整備局における令和 5・6 年度「通信設備工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ 建設業法における電気通信工事業の許可を受けており、かつ建設業法における経営事項審査を受け評価点数が 1,000 点以上を有すること。

ウ 既存ストック所有者より工事受注の実績のある会社であること。

ただし、既存ストック所有者の電気・通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社とする。

※当該工程の施工実績とは、既存ストック所有者の設備と同種又は類似の設備に影響を及ぼす工程を実施した工事の実績をいう。

（５） 工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、次の要件を満たさなければならない。

- ① 四国地方整備局における令和 5・6 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定又は令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」の「A 等級」または「B 等級」の認定を受けていること。

- ② 平成 21 年 4 月 1 日以降入札公告日までに下記アの条件を満足する同種業務若しくはイの条件を満足する同種工事において、1 件以上の実績を有すること。

ア 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、CM 業務、事業監理業務（PPP）、事業監理支援業務（PM）、PFI 事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務、電線共同溝 PFI 事業で完成・引渡が完了した事業での工事監理業務。

イ 元請けとして完成・引渡し完了し又は電線共同溝 PFI 事業で施設を引渡済みの事業で構成員又は協力企業としての工事企業として、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む。経常建設共同企業体にあつては、構成員の 1 社が元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。また、乙型 JV（異工種 JV）の同種工事の施工実績については、構成員として施工

を行った分担工事の実績に限る。

- 供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝または情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が 65 点未満のものではないこと。

- ③ 次に掲げるア及びイの基準を満たす管理技術者又はウ及びエの基準を満たす配置予定技術者を配置できること。

ア 管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。

- a 技術士（総合技術監理部門：建設一道路、建設部門：道路）
- b 一級土木施工管理技士
- c 土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、1 級土木）
- d （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質国土交通省登録技術者資格（Ⅱ）
- e R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る。）

イ 管理技術者は次のいずれかの実績（平成 21 年度以降入札公告日までに完了した業務）を有すること。

- ・ 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、事業監理業務（P P P）、事業監理支援業務（P M）、P F I 事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、電線共同溝 P F I 事業で完成・引渡が完了した事業での工事監理業務における管理技術者の業務、又は土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務

ウ 配置予定技術者は、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、第 2. 5（4）③アのとおりである。

エ 配置予定技術者は平成 21 年 4 月 1 日以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡し完了した工事又は電線共同溝 P F I 事業で構成員又は協力企業として平成 21 年 4 月 1 日以降入札公告日までに施設を引渡済みの事業で、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、構成員として施工を行った分担工事の実績

に限る。)。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定技術者が平成21年度以降に元請けとして同種工事の実績を有していること。

- ・供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝または情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

オ 管理技術者又は配置予定技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

④ 上記②のア及び③のイの実績として挙げた業務等の実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも開発建設部関係事務所を含み、港湾空港関係を除く。）が発注した業務等に係る実績である場合にあっては、業務評定点が70点未満のものは、実績として認めない。

上記②のイ及び③のエの実績として掲げた施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。

（６） 所有権移転企業の参加資格要件

所有権移転企業の参加資格要件は、第2.5（2）による。

（７） 維持管理企業の参加資格要件

維持管理企業は、次の①及び②、又は③及び④の要件を満たさなければならない。ただし、維持管理企業のうち点検業務のみを実施する者は次の①及び②の要件を、台帳作成・管理業務のみを実施する者は次の①の要件を、補修業務のみを実施する者は次の③及び④の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、第2.5（2）に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

① 四国地方整備局における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

② 平成21年4月1日以降入札公告日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務又は電線共同溝PFI事業における維持管理業務の実績を有していること。

- ③ 四国地方整備局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」に係る「Ａ等級」又は「Ｂ等級」若しくは「維持修繕」の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- ④ 平成 21 年 4 月 1 日以降入札公告日までの間に完了した、地下埋設管路における電力ケーブル又は通信ケーブルを敷設又は補修した工事の実績、又は国及び地方公共団体発注による電線共同溝 P F I 事業における維持管理業務の実績を有していること。

（８） その他企業の参加資格要件

その他企業の参加資格要件は、第 2. 5（２）による。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的考え方

四国地方整備局及び事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、良質かつ低廉な公共サービスの提供を目指すものとする。

(2) 想定されるリスクと責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、別紙5「リスク分担表」による。ただし、当該リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見等があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更等を行うことがある。

なお、リスク分担の変更の可否については、実施方針に関する質問等に対する回答において示すものとし、リスク分担を変更した場合は当該回答の内容を入札公告時に示す事業契約書（案）に反映する。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

四国地方整備局及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、四国地方整備局と事業者が分担して負担することとし、その負担方法については、別紙5「リスク分担表」によるほか、詳細を入札公告時に事業契約書（案）において示す。

なお、四国地方整備局及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

2 事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

四国地方整備局は、事業契約に基づいて事業者が実施する本事業の履行を確保するため、次の①から③のいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

① 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

② 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- ③ 会計法第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供
- ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の整備費（調査・設計費、工事費、工事監理費、調整マネジメント費（設計段階及び工事段階）及び所有権移転業務費）に相当する合計額の10分の1以上とする。

（２） 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

① 監視の方法等

四国地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。詳細は、入札公告時に示す。

② 改善要求、支払の減額等

四国地方整備局は、本事業の各業務において、事業者の帰責事由により要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に当該業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求めるほか、事業者を支払うべき当該業務部分に係る対価の減額等を行うことができる。詳細は、入札公告時に示す。

（３） 業務の履行の検査等

① 本施設の完成検査

四国地方整備局は、本施設の引渡しを受ける前に、会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査（完成検査）を行う。

四国地方整備局は、完成検査の結果、本施設が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、再検査の合格をもって整備業務に係る対価を支払う。

② 維持管理業務の検査

四国地方整備局は、各支払期の業務完了時に会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査を行い、維持管理業務に係る対価を支払う。

なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合、四国地方整備局は上記（２）②の措置を講ずる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業対象区域に関する事項

本施設の事業対象区域の概要は次のとおりである。詳細は、入札公告時に示す。

所在地：高知県高知市小石木町～城山町

※ 別紙1「事業対象位置図」、別紙2「事業対象区域図」、別紙3「ア 調査・設計業務・イ 工事業務・ウ 工事監理業務・エ 本施設の所有権移転業務の対象範囲」及び別紙4「オ 維持管理業務の対象範囲」参照

事業延長：約3.06km（道路延長：1.53km）

2 本施設の計画に関する事項

電線共同溝等は、通信・電力管路、特殊部、舗装等で構成され、通信・電力管路に敷設される通信・電力ケーブル、トランス等の地上機器は含まない。なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

四国地方整備局が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び応募者が提出した第二次審査資料並びに四国地方整備局と選定事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、四国地方整備局と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

2 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、高松地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに四国地方整備局又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了する。

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の実施する業務内容が、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、四国地方整備局は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、四国地方整備局は事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、四国地方整備局は事業契約を解除できる。
- ③ 上記①又は②の規定により四国地方整備局が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、四国地方整備局は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

(2) 四国地方整備局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 四国地方整備局の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できる。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は四国地方整備局に対して損害賠償の請求等を行うことができる。なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、四国地方整備局と事業者が協議して定めるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 四国地方整備局又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、四国地方整備局及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が調わない場合は、四国地方整備局が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、四国地方整備局は、事前に事業者へ通知することにより、事業契約を解除できる。

- ③ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。
- ④ 不可抗力の定義については、事業契約に定める。

3 融資機関又は融資団と四国地方整備局との協議

四国地方整備局は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者の本事業に関する資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関等と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法制上又は税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。なお、四国地方整備局は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等を想定していないが、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、四国地方整備局は当該措置の適用以降の事業契約上の措置について検討する。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、四国地方整備局はこれらの支援を事業者が受けることができるように努めるものとする。

3 その他の措置及び支援に関する事項

四国地方整備局は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、四国地方整備局及び事業者で協議することとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 使用言語

本事業に関して使用する言語は、日本語とする。

2 書類作成に係る費用

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

3 実施方針の公表に関する事項

(1) 担当部局

名称：国土交通省 四国地方整備局 道路部 交通対策課

住所：〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号

TEL：(087) 811-8351（直通）

Mail：skr-koutai@mlit.go.jp

なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

(2) 設計図書等の閲覧

本事業に応募する民間事業者は、以下の資料を閲覧することができる。

資 料：令和元年度 土佐管内地下埋設物調査(その1)業務 報告書

令和元年度 土佐管内地下埋設物調査(その2)業務 報告書

令和4～5年度土佐管内電線共同溝調査設計業務報告書（一部抜粋）

閲覧場所：国土交通省 四国地方整備局 土佐国道事務所 管理第二課

閲覧期間：令和6年4月12日（金）から入札公告日の前日までの閉庁日を除く
毎日9時30分から17時00分まで。

問合せ先：事前に希望日について、以下の問合せ先に連絡すること。

国土交通省 四国地方整備局 土佐国道事務所 管理第二課

住所：〒780-0055 高知県高知市江陽町2番2号

TEL：(088) 885-4848（直通）

Mail：skr-tosaka51@mlit.go.jp

(3) 実施方針に関する説明会

実施方針に関する説明会は開催しない。

(4) 実施方針等に関する質問・意見の受付

四国地方整備局は、実施方針等に記載された内容に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付期間：令和6年4月12日（金）から4月22日（月）17時まで

提出先：第8.3(1)担当部局

作成方法：「実施方針等に関する質問書」（様式1）、「実施方針等に関する意見書」（様式2）を用いること。

提出方法：電子メールの添付ファイルとして第8.3(1)の担当部局に送信し、電話により着信を確認すること。

(5) 実施方針等に関する質問回答

上記(4)により受け付けた質問及びこれに対する回答は、四国地方整備局ホームページにおいて公表する予定である。なお、実施方針等の内容に関する電話での質問受付及び回答は行わない。また、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(6) 意見に対するヒアリング

上記(4)により受け付けた意見のうち、四国地方整備局が必要と判断した意見について当該提出者から直接ヒアリングをする場合がある。

(7) 実施方針の変更

四国地方整備局は、民間事業者からの意見及び質問等を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更することがある。

実施方針の変更を行った場合は、四国地方整備局ホームページへ掲載する方法により速やかに公表する。

4 今後のスケジュール

四国地方整備局は、以下の手順・スケジュールにより、民間事業者を募集及び選定することを予定している。なお、入札公告・入札説明書等の交付以降の具体的な募集及び選定に関する手順・スケジュールは入札公告時に示す。

日程	実施事項
令和6年4月12日	実施方針等の公表
令和6年4月12日	設計図書等の閲覧
令和6年4月22日	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
令和6年4月30日	実施方針等に関する質問回答の公表
令和6年5月下旬	入札公告・入札説明書等の交付
令和6年6月上旬	入札説明書等に関する質問の受付締切（第1回）
令和6年6月中旬	入札説明書等に関する質問回答の公表（第1回）
令和6年6月下旬	第一次審査資料の受付

日程	実施事項
令和6年7月中旬	競争参加資格確認結果の通知
令和6年7月下旬	入札説明書等に関する質問の受付締切（第2回）
令和6年8月上旬	入札説明書等に関する質問回答の公表（第2回）
令和6年8月下旬	入札書及び第二次審査資料の受付
令和6年10月上旬	選定事業者の公表

5 その他

（１） 情報公開及び情報提供

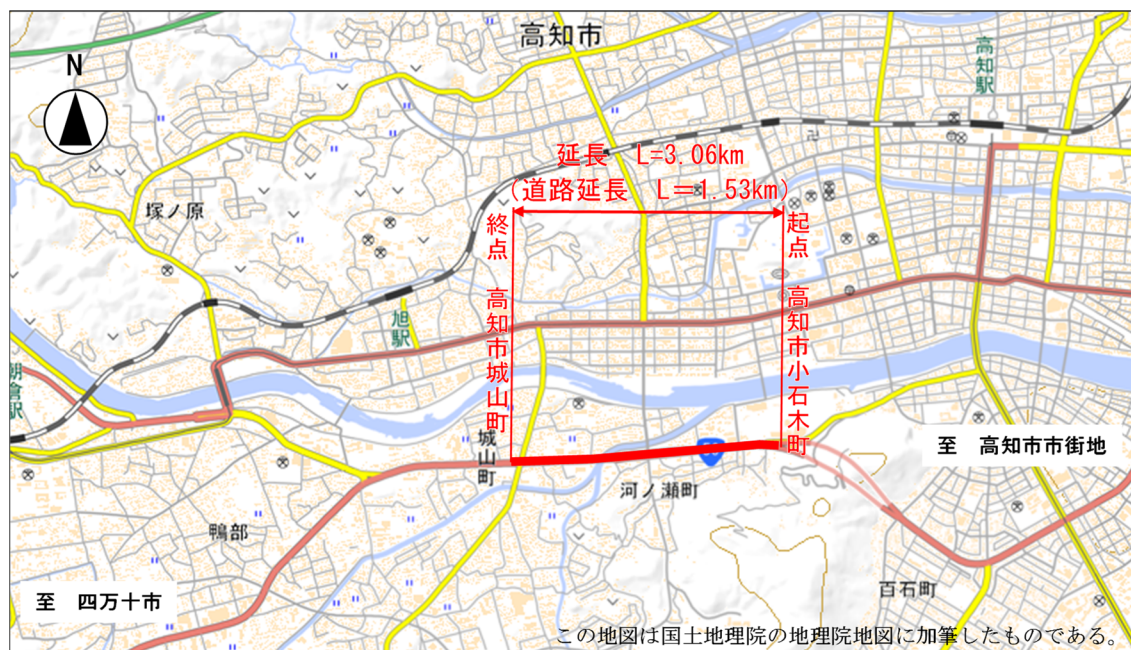
本事業に関する情報提供は、四国地方整備局ホームページを通じて適宜行う。

(<http://www.skr.mlit.go.jp/>)

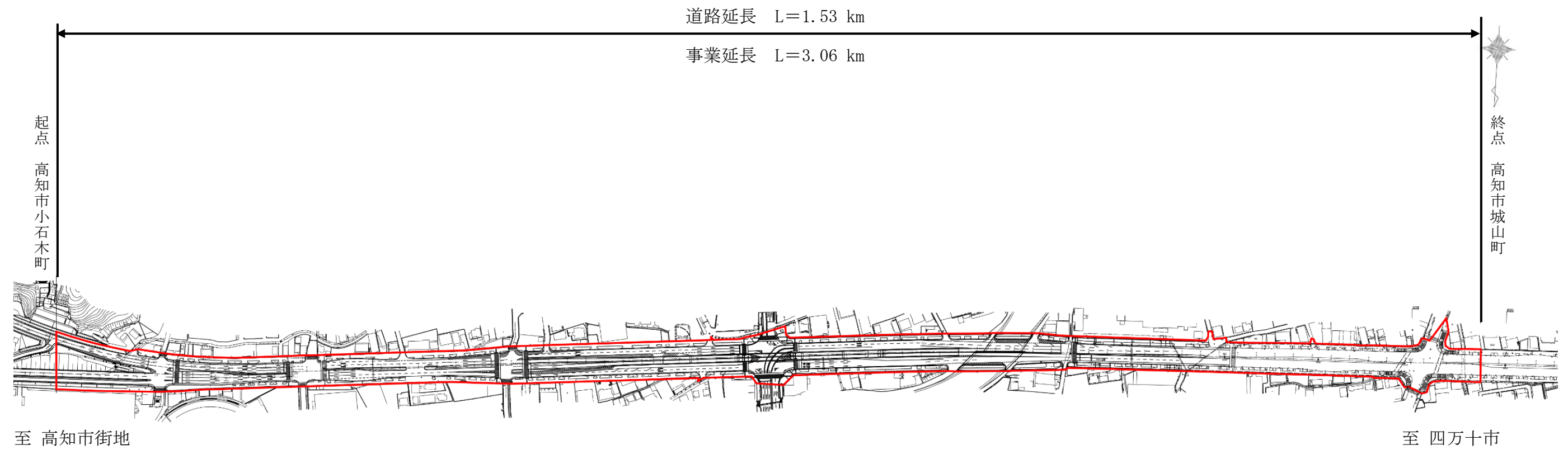
（２） 問合せ先

第8.3（１）の担当部局に同じ。なお、実施方針等の内容について電話での直接回答は行わない。

別紙 1 事業対象位置図

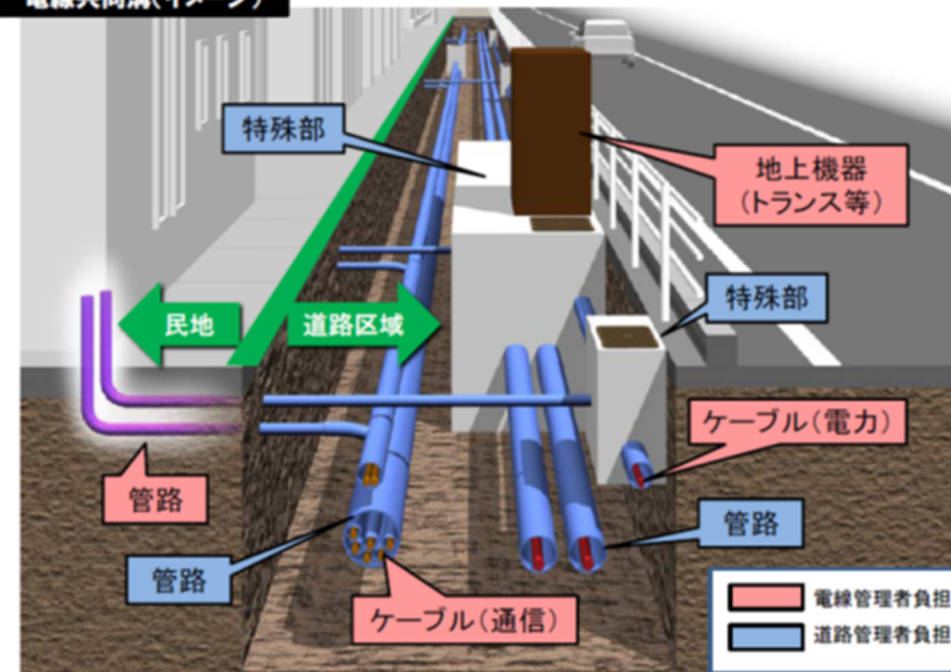


別紙2 事業対象区域図

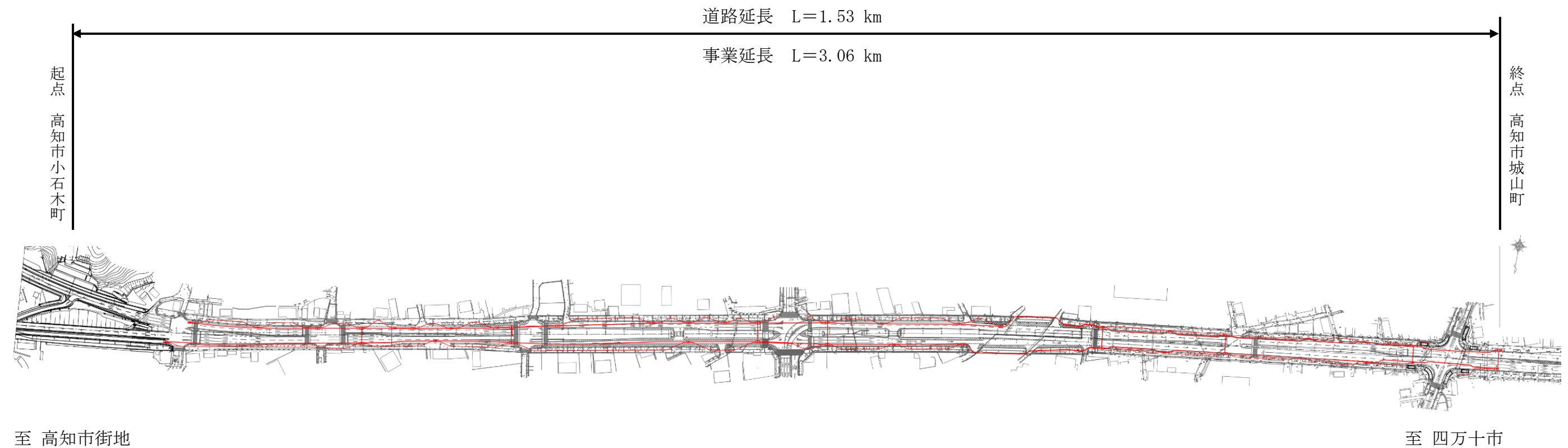


■電線共同溝イメージ

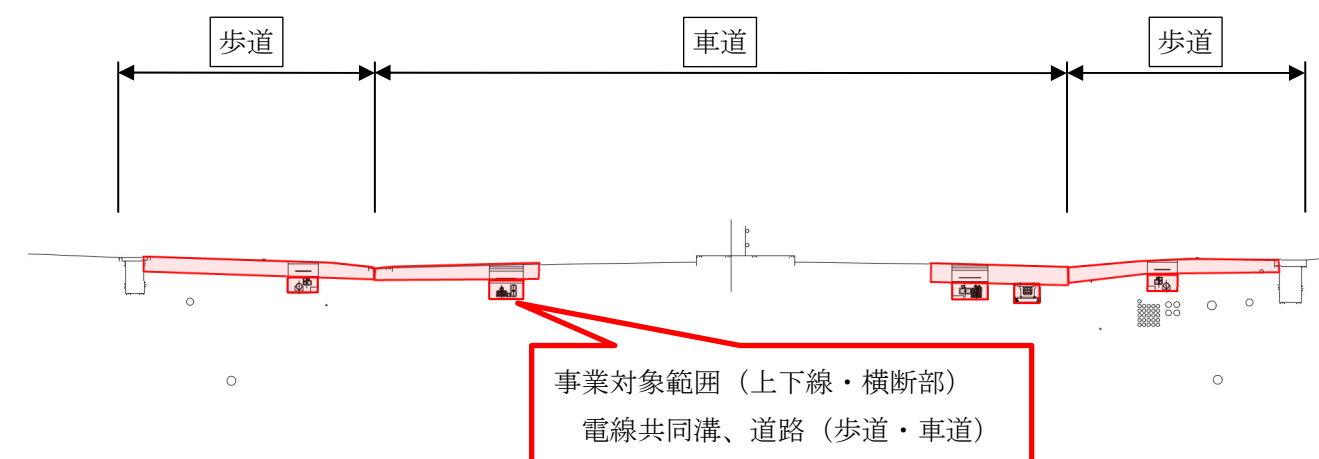
電線共同溝(イメージ)



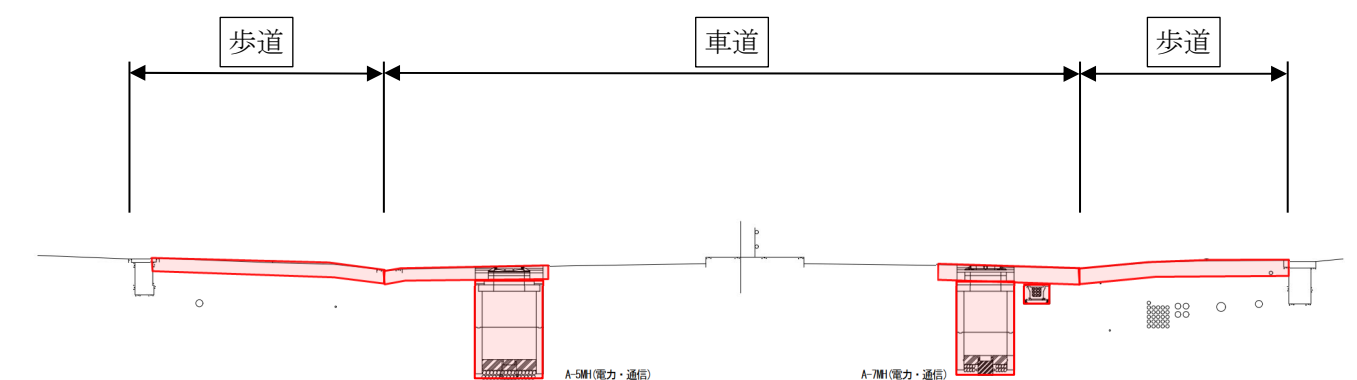
■平面図



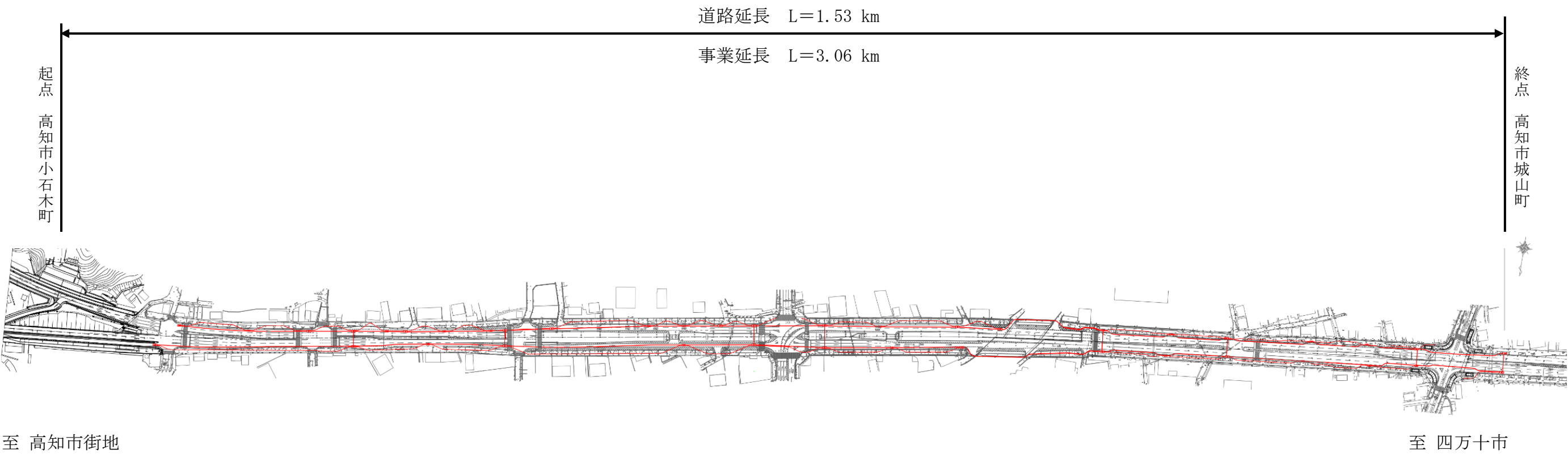
■標準断面図（管路部）



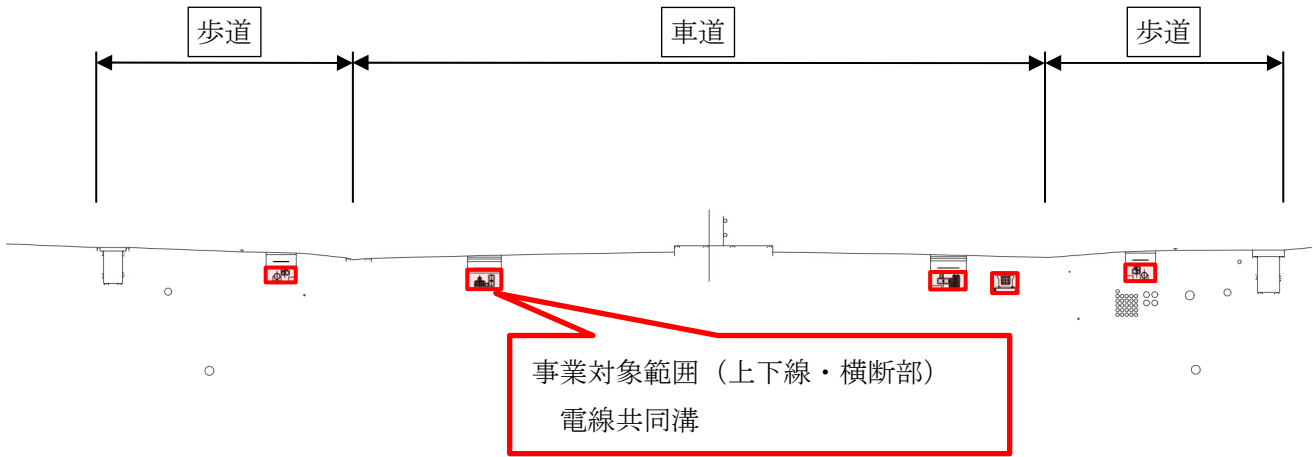
■標準断面図（特殊部）



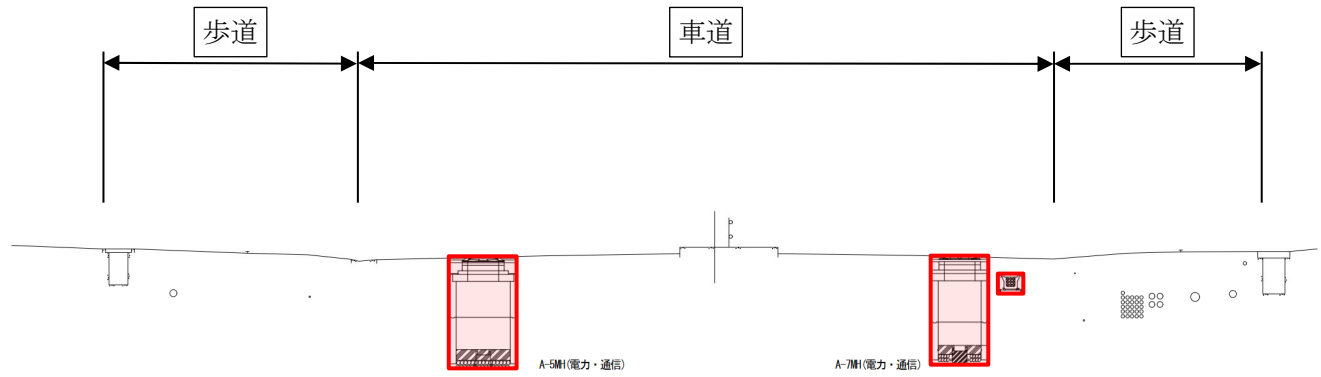
■ 平面図



■ 標準断面図（管路部）



■ 標準断面図（特殊部）



別紙5 リスク分担表

＜「負担者」の凡例＞

○ :リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△ :リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

空欄:原則としてリスク負担がない

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
共通	事業者が業務を委任し、又は請け負わせる企業等のリスク	1	事業者が業務を委任し、又は請け負わせる企業その他の第三者(その使用人を含む。)(以下、「選定企業等」という。)の使用に係る責任		○	選定企業等の責めに帰す事由は、事業者の責に帰す事由とみなす。また、選定企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。
	支払い遅延リスク	2	国の支払いの遅延	○		国は事業者に遅延利息を支払う。
		3	事業者の国への支払いの遅延		○	事業者は国に遅延利息を支払う。
	資金調達リスク	4	本事業の実施に関する費用の事業者の資金調達に関する責任		○	
	金利変動リスク	5	基準金利確定の日までの金利変動による資金調達コストの増加	○		事業契約締結後、特定の時期(施設の完成引渡より前)に、基準金利を入札時のものから改定し、確定することを予定している。
		6	基準金利の確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加		○	
	国の関連業務に関するリスク	7	国が道路に関連して別途発注する業務において、国が使用する第三者(その使用人を含む。)に係る責任。	○		ただし、事業者による当該第三者との調整が不適当であったと認められる場合を除く。
	税制変更リスク	8	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	○		
		9	消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用		○	
		10	本事業又は国が所有する道路の建設、維持管理・運営に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設による増加費用	○		
	法令変更リスク	11	合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上重大な支障を与えると認められる法令変更又は新設による増加費用	○		ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
		12	上記以外の法令変更又は新設による増加費用		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
共通	不可抗力リスク	13	電線共同溝整備業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	○	△	増加費用又は損害について、施設整備費等の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。 数次にわたり不可抗力が発生する場合、電線共同溝整備期間の累計額に対して適用する。 ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
		14	維持管理業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	○	△	増加費用又は損害について、当該年度の維持管理費の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。数次にわたり不可抗力が発生する場合、1年度間の累計額に対して適用する。 ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
	要求水準変更リスク	15	国の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○		
		16	法令の変更又は新設、税率の変更、技術革新等による、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合の事業費の減額		○	
	許認可取得遅延リスク	17	許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。)		○	ただし、国が許認可を取得する必要がある場合を除く。
	知的財産権侵害リスク	18	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	
	要求水準の確保に係るリスク	19	要求水準の達成に疑義が生じた場合の検査のために、又は要求水準を達成しない、若しくは達成しないおそれがあると判断された場合の修補、改善等のために生じた増加費用		○	
	住民運動に関するリスク	20	無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用	○	○	国の提示条件に対する地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する。

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
		21	電線共同溝等の施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれ に起因する事業期間の変更、契約解 除等に伴う追加費用		○	
調査・設計	土地の瑕疵に関するリスク	22	事業契約締結前に予期することができ ない土地の瑕疵に起因する増加費用	○		
	国の貸与資料に関するリスク	23	敷地に関する国の貸与資料の誤り、欠 如、不明瞭等に起因する増加費用	○		
	調査に関するリ スク	24	国による敷地に関する調査結果の不 備、誤り等に起因する増加費	○		
		25	事業者による敷地に関する調査の未 実施、不備、誤り等に起因する増加費		○	
	設計変更に関するリスク	26	国の帰責事由による設計変更による 増加費用又は損害	○		
		27	事業者の帰責事由による設計変更に よる増加費用又は損害		○	
	設計図書の瑕疵 リスク	28	国が実施した予備設計結果の瑕疵に よる増加費用又は損害		○	予備設計結果はあくまで参考として貸 与する。
		29	本事業の設計業務の成果の瑕疵によ る増加費用又は損害		○	
	環境対策リスク	30	本事業の実施が近隣住民の生活環境 に与える影響の調査及び合理的に要 求される範囲での近隣対策の実施に 係る責任及び費用		○	
		31	本事業の実施に関して、国の帰責事 由により生じた近隣住民等の要望活 動・訴訟に起因する増加費用	○		
		32	本事業の実施に関して、国の帰責事 由以外により生じた近隣住民等の要 望活動・訴訟に起因する増加費用		○	
整備・引渡し	引渡し遅延リス ク	33	国の帰責事由による引渡しの遅延に よる増加費用	○		国は増加費用を負担する。ただし、未 実施の維持管理業務相当分の対価 については支払わない。
		34	与条件として明示されていない地中障 害物の処理によるもの	○		
		35	事業者の帰責事由による引渡しの遅 延による増加費用又は損害		○	事業者は国に損害遅延金を支払う。
	工事中止・中断 リスク	36	国の帰責事由による工事の全部又は 一部の一時中止による増加費用	○		
		37	事業者の帰責事由による工事の全部 又は一部の一時中止による増加費用		○	
	臨機の措置に関 するリスク	38	災害防止等のための臨機の措置に要 した費用(不可抗力に起因する場合を 除く)	○	○	施設費の範囲において事業者が負担 することが明らかに適当でないと認め られる部分については国が、その他 については事業者が負担する。
	第三者への損害 リスク	39	工事の施工に伴い通常避けることの できない騒音、振動、地盤沈下、地下 水の断絶、水質汚濁等の理由により、 工事の施工について第三者に及ぼした 損害	○	○	設計図書等の内容如何にかかわらず 本施設の整備を行う上で避けること のできないものと国が判断する場合は 協議

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
		40	上記以外で、国の帰責事由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害	○		ただし、保険によりてん補された部分を除く。
		41	その他国の帰責事由以外で、工事の施工について第三者に及ぼした損害		○	
	部分使用による損害リスク	42	引渡し日前の国の施設の利用による増加費用又は損害	○		
	契約不適合リスク	43	契約不適合の修補又は損害賠償の請求		○	
	物価上昇リスク	44	施設整備期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による電線共同溝整備費の増加	○	○	特殊な要因又は予期することのできない特別な事情により、著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合については、施設整備費の変更について国と協議できる。
	事業用地の維持保全リスク	45	施設整備期間中の敷地の維持保全及びこれに要する費用		○	
維持管理	臨機の措置に関するリスク	46	災害防止等のための臨機の措置に要した費用(不可抗力に起因する場合を除く)	○	○	維持管理費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でないと認められる部分については国が、その他については事業者が負担する。
	第三者への損害リスク	47	国の帰責事由により、維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害(騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。)	○		
		48	国の帰責事由以外により、維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害		○	
	施設の損傷リスク	49	国の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用	○		
		50	事業者の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用		○	
		51	国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による施設の損傷を復旧するための費用(不可抗力に起因する場合を除く。)	○		国は事業者に生じた増加費用を負担する。
	占有物件への損害リスク	52	事業者の帰責事由により、維持管理業務の実施について電線共同溝に入溝する占有物件に与えた損害		○	
	維持管理業務の開始遅延・中止・中断リスク	53	国の帰責事由による維持管理業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理費の減額	○	○	国は事業者に生じた増加費用を負担する。

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
		54	事業者の帰責事由による維持管理業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理費の減額		○	
	物価上昇リスク	55	維持管理中の賃金水準又は物価水準の上昇による維持管理費の増加	○	△	一定の条件を満たす場合については、維持管理費を改定する。
契約終了・解除	原状回復リスク	56	契約の終了時又は解除時に、事業者（選定企業等を含む。）が所有する設備その他の物件等を電線共同溝から撤去するとともに、事業場所を国の業務に支障のない状態に復旧する費用		○	
	移行期間保全リスク	57	契約解除通知時から施設の移管又は業務引継ぎの完了の時点までの施設の出来形又は施設の維持保全に要する費用		○	
	契約解除リスク	58	国の帰責事由による契約解除	○		
		59	事業者の帰責事由に契約解除		○	事業者は国に違約金を支払う。
		60	不可抗力に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。
		61	法令変更に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。

Summary

1. Administrators of public facilities:
Yoshimitsu Sasaki, Director-General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
2. Classification of the service to be produced:
41,42
3. Subject matter of the contract
PFI-based design, construction and maintenance of the Ohharachou/Asakuraminami Common-Use Cable Tunnel (BTO-scheme)
4. Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:
(Details to be announced.)
5. Contact point for the project:
Road Administration Division, Road Department, Shikoku Regional Development Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
3-33, Sunport, Takamatsu city, Kagawa 760-8554, Japan
TEL 087-811-8351

様式1 実施方針等に関する質問書

令和 年 月 日

実施方針等への質問書

「国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業」に関する実施方針等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容

※適宜、行の挿入・削除を行ってください。

様式2 実施方針等に関する意見書

令和 年 月 日

実施方針等への意見書

「国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業」に関する実施方針等について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容

※適宜、行の挿入・削除を行ってください。